# 西条市·東予市·丹原町·小松町合併協議会

# 第2回会議資料

日時:平成14年8月5日(月)午後1時30分から

場所:東予市総合福祉センター



#### 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会第2回会議次第

日時:平成14年8月5日(月)午後1時30分から

場所:東予市総合福祉センター

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
  - (1) 事務局活動報告
  - (2) 協議項目の協議方法等について

#### 4 議事

協議第1号 合併の方式について

協議第2号 新市の名称について

協議第3号 新市の事務所の位置について

協議第4号 新市建設計画の策定方針について

- 5 第3回会議の開催日時等について
- 6 閉会

#### 報告事項

#### (1)事務局活動報告

#### ①第1回幹事会の開催

- ア. 開催日時 平成14年7月22日(月)午後1時30分 ~午後4時30分
- イ. 開催場所 西条市役所4階402会議室
- ウ. 役 員 幹事長 石川昭司(西条市助役)

副幹事長 ◎戸田健一(小松町助役)・近藤經美(東予市助役) 北野英昭(丹原町助役)

(注) ◎印は職務代理者

#### ②協議会だよりについて

- ア. 印刷会社 有限会社 森山印刷所 代表取締役 森山ヤヤ子 (東予市)
- イ. 発行予定8月15日号(A4・4ページ)10月1日号(A4・8ページ)
- ウ. 発行部数 44,500部

#### ③ホームページについて

- ア. 開設日 平成14年8月1日(木) 開設
- イ. 制作委託 有限会社 ビッツ 代表取締役 石本祐子 (西条市)
- ウ. ホームページアドレス http://www. city.saijo.ehime.jp/gappeikyougikai/
- 工. E mail gappeikyougikai@city.saijo.ehime.jp

#### ④視察研修について

○徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会(山口県) 平成14年10月28日~11月1日の間で受け入れ可能との回答を得た。

(当協議会は平成14年9月に合併協議完了の予定)

団体名	人口 (人)	面積 (km²)
徳山市	104,657	339.83
新南陽市	33,020	64.21
熊毛町	16,626	70.50
鹿野町	4, 597	181.46
合計	158, 900	656.00

### (2)協議項目の協議方法等について

合併協議会の議事には、報告、議案(協議会の運営に関すること)、協議(協 定項目の協議)がある。

協議事項については、ほとんどの先例地が採用していることに倣い決定の表現を「確認」とし、提案した協議会の次の協議会まで、原則として継続協議とすることとする。

なお、議案事項は、議決することとなる。

# 協議第1号

合併の方式について

上記について、調整方針(案)を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

# 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針(案)

協議項目	合併の方式	関係項目	
調整方針	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区	<b>江域をもって新しい市を設置する新設合併とする。</b>	
項目	新設合併 (対等合併)	編入合併 (吸収合併)	備考
定義	二以上の市町村を廃して、その区域に新たに一つの市町村を置 くこと。	一以上の市町村を廃して、その区域を他の市町村の区域に編入 すること。	
市町村の法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村 の法人格は合併と同時に消滅する。	
名称	新たに定める。	一般的に編入する市町村の名称となる。 ただし、合併と同時に名称の変更を行うこともできる。	
首長の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべて の首長はその身分を失う。新首長は、合併施行後50日以内に 行われる新しい市町村による選挙で選出される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される首長は すべてその身分を失う。	
議会議員の身分	原則としては、首長と同じく合併と同時にすべての議員がその 身分を失い、新しい市町村による選挙で選出される。 ただし、定数、任期等については、合併特例法による特例があ る。	首長と同様に編入する市町村の議員の身分に変更はなく、編入 される市町村の議員は、原則としてその身分を失う。ただし、 定数、任期等については、合併特例法による特例がある。	
農業委員会委員の身分	合併と同時に原則すべての委員が身分を失う。 ただし、選挙による委員については、合併特例法等において任 期等の特例がある。	編入する市町村の委員の身分に変更はなく、編入される市町村 の委員は、原則としてその身分を失う。ただし、選挙による委 員については、合併特例法等において任期等の特例がある。	
上記以外の特別職の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 ※ 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を持たず、正規の手続きによる委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続きが定められている。 <ul><li>教育委員会</li><li>選挙管理委員会</li><li>固定資産評価審査委員会</li></ul>	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される市町村の特別職の職員は身分を失う。	
一般職の職員の 身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合 併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例 法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。	
条例・規則等の 取扱	市町村の法人格が消滅することにより、すべての条例・規則等が効力を失うので、新しい市町村においてすべて条例・規則等を制定し直す必要がある。	編入される市町村の条例・規則等は効力を失うので、必要に応 じ編入する市町村の条例・規則等を改正することになる。	

# 協議第2号

新市の名称について

上記について、調整方針(案)を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

h w v v 1 v 4 v 4 v 4 v 4 v 4 v 4 v 4 v 4 v		
協議項目新市の名称	関係項目	
調整方針新市の名称については、法定協議会で、小委員会を設置して	て候補を選定し、協議会で協議する。	
留 意 事 項	先 例 地 の 事 例	備考
	<ul> <li>○近年の先例地の事例 新設合併 いたちなか市(H6、11、1):勝田市・那珂湊市 法定の合併協議会で確認 公募 小委員会(12名)で1候補を選定(6ヶ月)</li> <li>あきる野市(H7、9、1):秋川市・五日市町 法定の合併協議会で確認 小委員会(6名)で結論が出ず協議会にて協議(4ヶ月間)</li> <li>篠山市(H11、4、1):篠山町・西紀町・丹南町・今田町 法定の合併協議会で確認 公募(篠山を入れた名前でアイデア募集) 小委員会(12名)で1候補を選定(7ヶ月間)</li> <li>西東京市(H13、1、21):田無市・保谷市 法定の合併協議会で確認 公募 選定小委員会(8名)で10候補を選定(10ヶ月)協議会で5候補を選定 住民アンケートで最終選定</li> <li>さいたま市(H13、5、1):浦和市・大宮市・与野市 任意の合併協議会で確認 公募 検討委員会(19名)で5候補を選定 小委員会(10名)で1候補を選定 小委員会(10名)で1候補を選定 小委員会(10名)で1候補を選定 ・李季の中から各町10の候補を選出し、法定協議会で候補を選定 宇摩合併協議会(法定 H14、7、1):川之江・伊予三島市・土居町・新宮村 小委員会(16名,議員、学識経験者で構成)で協議中</li> </ul>	

# 協議第3号

新市の事務所の位置について

上記について、調整方針(案)を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

1	議項	目 新市の事務所の位	.置		関係項目								
	整方	針 新市の事務所の位	<b>三</b> 置については、法気	官協議会で、小委員会	☆を設置して検討し、協	協議会で協議	する。						
		留 意	事項		先	例	地	0)	事	例		備	考
る併にを事	ため、新設合係 協議会の場で概 最も便利である 公わなければな 第所の建設の見	所の位置は、地方自治法 所の場合は、新たに条例 協議が必要となります。 るように、交通の事情、 ならないとされています 是非、事務所の事務の方 委員会で検討が予定される	でこれを定めること 又、事務所の位置に他の官公署との関係。これらを勘案し、 式など事務所の位置	となり、あらかじめ合 ついては、住民の利用 等について適当な考慮 事務所の位置を始め、	新設合併 北上市(H3.4. 旧北上市役所で 庁舎を建設する。	1): 北上 (和賀町、注 怪験者9名)	L 釣子村 /	は支所)	平成6年	度から江釣子地	区内に新		
		内 容	メリット	デメリット	旧勝田市役所		, ,,,,		(大川)				
		合併市町村の組織を 一つの庁舎(本庁)に集 約し、本庁以外の従来 の庁舎は、支所、出張	事務の効率化が図 られ、新市町村誕生 の印象は強い。	新庁舎を建設す	あきる野市(H 7. 旧秋川市役所(3 小委員会(6名)	分庁方式)	新庁舎の	位置は、	2 市町の		_		
		所とする。 合併関係市町村の従	既存施設の利用の	各業務を分散さ	篠山市(H111.4 旧篠山町役場(5	,	山町・西	紀町・丹	南町・今	田町			
S	分 庁 方 式	来の庁舎に行政機能を 持たせて振り分け利用 する。	ため、建設費は改装		西東京市(H 1 3. 旧田無市役所(名								
		管理部門や事務局部 門を除き、従来の合併			さぬき市(H 1 4. 旧志度町役場(5		津田町・	大川町・	志度町・	寒川町・長尾町			
糸	8合支所方式	関係市町村の庁舎における行政機能をそのまま残す。		く、合併による事 務効率化が生かさ れない。新市の一 体感に欠ける面も ある。	県内の状況 南宇和合併協議会 小委員会(10¢	名,行政5、	学識経懸	(者 5 名)	一本村で協議に	公町·西海町 中	辺町・		
					宇摩合併協議会(注	,			土居町	・新宮村			

# 協議第4号

新市建設計画の策定方針について

上記について、調整方針(案)を別紙のとおり提出する。

平成14年8月5日提出

議 項 目 新市建設計画の策定方針について 整 方 針 新市の建設計画については、法定協議会で、小委員会を設し	関係項目					
留 意 事 項	世 し C (使 的 し 、 励	備考				
田 心 ず 欠	7L V1 2E V7 # V1	ν <del>ιι</del> γ				
新市建設計画は、合併に際し、住民に合併後のまちづくりに関するビジョ	先例地の事例					
<ul><li>を示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、いわば新市の</li></ul>	さいたま市(新設合併 H13.5.1):浦和市・大宮市・与野市					
スタープランとしての役割を果たすものです。また、新市建設計画を基礎	小委員会(25名,市民21名、学識経験者4名)					
こしてさまざまな財政支援措置が講じられることとなっています。						
この策定に当たっては、合併特例法第5条の規定により、次のことに十分						
2慮することとされています。	· 西海町					
◆ 新市の建設を総合的かつ効果的に推進すること ◆ 新市の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図ること	小委員会(15名、議員5名、学識経験者10名)で協議中					
◆ 新市の均衡ある発展に資するよう適切に配慮すること						
先例地の事例では、住民の視点による検討を行うべきであるとの観点から	• 柳谷村					
見約に基づき市民代表である学識経験者委員を中心とした小委員会を設け検	小委員会(12名,議員4名、学識経験者8名)で協議中					
けがされています。						
	宇摩合併協議会(法定, H14. 7. 1設置):川之江市・伊予三島市・土居町					
《建設計画の内容》	• 新宮村					
新市の建設計画の具体的内容は、合併協議会において主体的に決定される	新市建設計画専門部会で策定 (職員のプロジェクトチーム編成)					
ことになりますが、合併特例法では計画に盛り込むべき事項として、おおむ						
Q次の事項が例示されています。	小豆郡合併協議会(法定, H 1 3 . 4 . 1): 内海町・土庄町、池田町					
新市の建設の基本方針	小委員会(10名,議員6名、学識経験者3名、大学教授1名)で協議中					
新市が将来進むべき方向及び行財政運営の基本等を定めるものです。	宗像市・玄海町合併協議会(法定、H12.4.17設置)					
新市の定畝の低料となる、と事業に関する事項 新市の方針を実現するための事業について、その大綱を定めるものです。	小委員会(6名,議員3名、学識経験者3名)					
② 公共的施設の統合整備に関する事項						
支所や出張所の統廃合、小中学校の統廃合等、新市の公共的施設の整備統						
合について定めるものです。						
) 新市の財政計画						
合併後おおむね5~10年度間程度の期間について定めることが適当とさ						
れています。						